

2025 年 4 月 2 日

南紀白浜空港の「特定利用空港」指定に抗議し、撤回を求める声明



日本共産党和歌山県委員会
委員長 下角 力
(写真右)

日本共産党和歌山県議会議員
奥村 規子

岸田政権のもとで2022年12月に閣議決定された「安保三文書」は、専守防衛としてきた安全保障戦略を大きく転換し、「敵基地攻撃能力」の保有など「戦争国家態勢」づくりの具体化を急激に進めてきた。特定利用空港はそのなかの「国家安全保障戦略」に基づき創設されたものである。今年3月24日には陸海空3自衛隊を一元的に指揮する「統合作戦司令部」が発足した。米軍のインド太平洋軍司令部と連携し、「敵基地攻撃能力」を指揮する。

政府は全国の民間利用空港・港湾を「特定利用空港・港湾」に指定し、公共インフラ整備や機能を強化する仕組みを創設した。これは、自衛隊及び海上保安庁が、安全保障上の活動を行うため、平時からいつでも空港・港湾を利用し、有事の際に軍事利用しやすいよう整備するものである。また日米地位協定では、米軍の航空機や艦船は「日本国の港又は飛行場」に出入りすることができる」とされており、米軍による使用が認められている。さらに政府が有事と判断すれば、有事法制において自治体に対し、自衛隊・米軍の優先的利用を要請できる仕組みとなっている。

和歌山県は2025年1月8日、政府の依頼に応え、熊野白浜リゾート空港の利用促進のためとして「特定利用空港」の指定を受け入れることを表明し、4月1日に指定された。202

5年度予算では、空港の利用者増の受け入れと称し、滑走路延伸の空港基本計画作成や経済波及効果算出を計上している。しかし、政府の資料によれば「自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、整備の実施について判断していく」と説明されており、軍事利用を目的とした滑走路延伸となる可能性も否定できない。

「特定利用空港」は「戦闘機や輸送機による離着陸訓練も行い、武器・弾薬を含む物資輸送や部隊の展開のために利用することもある」と説明されており、まさに空港の軍事利用である。また、熊本県と沖縄県では「特定利用空港」の指定施設での米軍の利用が常態化している。政府や和歌山県の国民・県民に対する「米軍は利用しない」というのは事実と反し、有事の際には相手国の攻撃対象となる可能性がある。さらに近隣への騒音や事故の心配もされ、これらは県民の安全を損ない危険性を大きくするものである。

そうした危険性があるにもかかわらず、国や県は地元の白浜町や周辺住民、県民への説明の機会をもたず、一方的に計画をすすめていることは許されない。

以上の理由により、南紀白浜空港に対する政府の「特定利用空港」指定と和歌山県の指定受け入れに抗議し、撤回を要請する。

以上